

# 黒部市民病院 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善計画

## 1 看護師・医療技術員等の業務分担

### (1) 看護師

- 1 特定行為認定看護師を養成し特定行為区分において、医師又は歯科医師の包括指示のもと、手順書を用いて、医師の指示を待たずに病態を判断して医療を提供する。

### (2) 薬剤師

- 1 病棟での服薬指導、持参薬管理や病棟配置薬の薬剤管理を担うことにより、看護師の負担を軽減する。
- 2 薬剤の効能効果、用法用量など最新情報が、電子カルテ上で迅速に閲覧できるようマスターデータを適切に管理する。
- 3 がん化学療法レジメンの作成・管理業務を行う。患者指導を実施し、投与量変更や副作用に対するの支持療法を積極的に医師に提案を行い、看護師の負担を軽減する。
- 4 疑義照会簡素化プロトコルを運用し、院外処方調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らすことにより、看護師の負担を軽減する。
- 5 積極的に抗菌薬治療に介入し、抗菌薬処方の提案を行い、看護師の負担を軽減する。

### (3) 臨床検査技師

- 1 採血や各種検査を行い看護師の負担を軽減する。
- 2 CPAP 療法導入が決定した患者に、詳細説明を実施し、看護師の負担を軽減する。

### (4) 診療放射線技師

- 1 各検査に関する問い合わせや、患者への検査説明を可能な限り行う。

### (5) 臨床工学技士

- 1 医師の指示に基づき、各種機器のチェック、機器操作、機器のトラブル対応を行い、看護職員の負担を軽減する。
- 2 医師の指示に基づき、透析における穿刺、止血、処置介助等を行い、看護職員の負担を軽減する。
- 3 医師の指示に基づき、医療機器を使用した治療において、可能な限り患者説明を行い、看護職員の負担を軽減する。
- 4 医療機器の使用及び医療器械を使用した治療において、可能な限り機器の操作方法等の説明を行い、看護職員をサポートする。

### (6) 管理栄養士

- 1 栄養状態が不良な患者に対し、安全な栄養管理を行ない、看護職員をサポートする。
- 2 特別食患者への栄養指導を評価改善まで継続的に行ない、治療の効果を的確に示すことで看護職員をサポートする。

### (7) 事務職員等

- 1 相談支援や関係機関との情報共有・連携を行い、看護職員が患者・家族の状況を理解した上で治療に専念できるようサポートする。

### (8) その他の職種等

- 1 多職種が協力し、感染対策チームや栄養サポートチーム、糖尿病チーム等を編成して医療へ積極的に関わり、看護職員の負担を軽減する。
- 2 看護師 OB 等を活用し、入院の説明、検査手順の説明等、入院時の情報入力等を積極的に行う。

## 2 外来・病棟クランク

- 1 内科外来にクランクを配置し、看護職員の負担の軽減を図る。
- 2 病棟クランクを各病棟に配置し、看護職員の負担の軽減を図る。

## 3 看護補助者

- 1 各病棟に看護補助者を配置し、看護職員の負担の軽減を図る。
- 2 外国人特定技能制度を利用し、看護補助人材の一層の確保に努める。

## 4 多様な勤務体制の運用

- 1 従来の3交替勤務に加え、変則2交替勤務（長夜勤 13 時間、長日勤 12 時間）も取り入れ、多様な勤務体制による運用を実施する。

## 5 当直に対する配慮

- 1 当直から引き続き勤務する日の午後は退勤できるよう調整に努める。
- 2 宿直時の夜間の実働が8時間を超える場合は午前から早退できるよう調整に努める。
- 3 勤務計画上、連日の当直とならないよう配慮する。
- 4 外来勤務の2交替勤務体制の導入を検討する。

## 6 子育て中の看護職員に対する配慮

- 1 院内保育所を運用しており、出産後の職場復帰や育児中の看護職員の業務継続を支援する。
- 2 子育て中の看護職員の負担軽減として、部分休業や育児短時間勤務に対応する。
- 3 病後児保育を実施する。

## 7 その他

- 1 看護職員の増員に向け、奨学金の創設や官舎の提供など継続的に確保に努める。
- 2 病院賠償保険に加え看護師賠償責任保険に加入し、医療事故等に対応するための顧問弁護士の活用など、医療リスクに対する支援体制を充実する。
- 3 院内に設置した保育所を適切に管理・運営し、育児を抱える看護職員の就業を支援する。
- 4 IT 化を推進し、看護職員の業務の効率化、合理化を図る。
- 5 当院の長所、短所、職員の意欲を可視化することにより、問題点を明らかにし、運営を改善していく。
- 6 出退勤管理システムを利用し勤務状況を管理する。
- 7 勤務間インターバルの確保のため、3交替勤務の正循環を検討する。

## 8 役割分担推進のための委員会

- 1 役割分担推進のための委員会は「役割分担推進委員会」とする。
- 2 当計画の実施状況等について、年3回以上委員会に報告し審議を行う。
- 3 参加職種は医師、看護師、医療技術員、事務職員とする。

## 9 計画達成の目標年度

令和4年度

令和4年4月1日策定